

## 埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の指定管理者について

### 1 指定管理者

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団  
埼玉県比企郡嵐山町古里 1 8 4 8 番地  
理事長 鈴木 豊彦

### 2 指定期間

平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

### 3 選定理由（随意指定）

社会福祉事業団が経営する障害者施設の中にあり、本体施設と一体的に管理をすることが不可欠である。

社会福祉事業団は、障害者歯科について経験豊富な歯科医師を配置し、笑気吸入鎮静法、静脈内鎮静法、全身麻酔法など多様な手法を用いて患者一人ひとりに対応した治療ができる体制を備えている。

### 4 事業計画概要

#### （1）経営の基本方針

安心・安全な利用者支援  
愛情支援  
効果的、効率的な施設経営  
経営の透明性  
継続的な改善

#### （2）管理執行体制

障害者支援に対する熱意と専門性・経験を備えた職員を適正かつ効率的に配置することにより、安心・安全で十分な歯科診療サービスを行う。

日本大学、東京医科歯科大学との綿密な協力により障害者歯科について十分トレーニングを積んだ経験豊富な常勤歯科医師を確保している。

また、各種団体が開催する研修への参加や職場内研修の実施等により職員の資質向上を図る。

#### （3）施設・設備の維持管理

利用者の安全確保とサービスの向上及び施設環境を維持するため、計画的な施設・設備の保守点検等を実施する。

また、職員による定期的な施設内安全点検を実施し、改善・補修の必要性が生じた時には速やかに対応する。

(4) サービスの質を確保・向上させるための方策

障害者歯科について経験豊富な歯科医師により笑気吸入鎮静法、静脈内鎮静法、全身麻酔法など多様な手法を用いて患者一人ひとりに相応した安心・安全な治療を行う。

障害者施設との一体化した運営により、施設利用者(患者)のニーズに対応した処置を行う。

(5) 個人に関する情報の取扱いについての基本方針

「個人情報保護に関する法律」及び「埼玉県個人情報保護条例」の趣旨を踏まえ、「個人情報保護に関する方針」、「個人情報保護規程」を定めている。この方針・規程に基づき、個人情報保護に対する管理体制を整備し、「個人情報取扱事業者」として個人の権利利益を保護するとともに、事業の適正かつ円滑な運営を図る。

(6) 危機管理に対する方針

ア 危機管理体制の確立

危機の回避及び危機発生時における迅速な初動体制の確立、総合的かつ的確な対応を実施するため、「危機管理要綱」を制定。

イ 災害・事故防止

安全管理に関する要領等を定め事故防止を図るとともに、ヒヤリハット事例の分析、情報の共有化を図る。また、総合自主点検チェック票により施設内の安全点検を強化していく。

5 参考：施設の概要

(1) 設置年月日：平成4年4月

(2) 施設種別：診療所(根拠法令：医療法第1条の5第2項)

(3) 所在地：深谷市人見1998番地

(4) 建物面積：歯科診療所 254.4m<sup>2</sup>

皆光園全体の面積等	
建物面積	4,417.88m <sup>2</sup>
敷地面積	11,638.87m <sup>2</sup>